

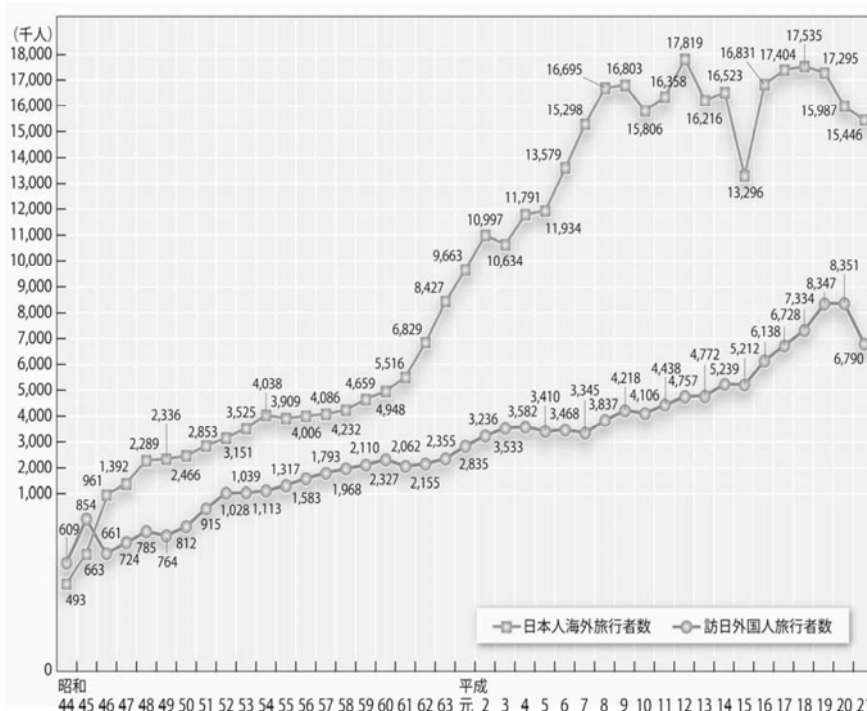
観光立国推進には関係省庁との連携が不可欠

背景と課題

観光産業の意義

日本は現在、少子高齢化、財政赤字の拡大などの課題への対応を迫られ、将来にわたって経済成長を牽引する役割を担う産業を育成しなければならない状況の中、その対象の一つに観光産業が挙げられています。観光産業は旅行業、宿泊業、航空を含む運輸関連産業にとどまらず、様々な異業種とも密接に連携する総合産業です。また、観光振興は特に地方において幅広い雇用が期待できる分野とも言われ、地域活性化への寄与にも期待されています。政府では我が国の成長戦略として観光立国推進を優先政策課題として明確に位置付け、2010年度の観光庁関連の予算も前年比2倍を計上しています。また、2010年6月に閣議決定された国家の新成長戦略として「観光立国・地域活性化戦略」が7つの戦略分野の一つに選定されるとともに、21の国

日本人の海外旅行者数の推移



接的な効果を含めた生産波及効果は51.4兆円（国内生産額の5.3%）、付加価値誘発効果は26.5兆円（名目GDPの5.3%）、雇用誘発効果は430万人（全就業者数の6.7%）と推計されています。

その裾野の広さゆえに大きな経済波及効果と雇用創出力を持つことから、地域の活性化のカギ、ひいては我が国の経済成長の牽引役となる可能性を秘めています。

観光行政と観光政策の推進体制

本格的な観光政策の実現に向け、政府としても、これまで観光立国推進基本法の制定（2007年12月）、観光立国推進基本計画の閣議決定（2008年6月）、観光庁の設置（2008年10月）、国土交通省成長戦略会議（2009年10月～2010年5月）、観光立国推進本部設置（2009年12月）など観光政策の推進体制を整備してきました。今後は、政府を挙げて、関係省庁との連携・調整を強化しつつ、観光立国の実現に向けた施策を確実に推進できるかが大きなポイントです。

一方、観光に関する法整備面においては、観光立国推進基本法に基づき、観光圏整備法が施行（2008年7月）され、国際競争力の高い観光地づくりや、交流人口の拡大が図られることになりました。

観光客の誘客という以外に、地域活性化を図る重要な契機と位置付けて取組んでいく必要があります。

国際観光の振興を図る役割を持つ政府観光局（JNTO）は海外での観光宣伝、マーケティング等、これまでも大きな役割を果たしていますが、諸外国の政府観光局に比べ、予算も少なく期待される役割を十分発揮できていません。今後は組織の位置づけ、性格を含めた見直しが必要とされています。また、日本旅行業協会（JATA）や日本ツーリズム産業団体連合会（TIJ）などといった業界団体も現状、複数並立していますが、外部からは活動が見えにくい状況になっています。

訪日外国人3,000万人プログラムの展開

2010年7月1日から中国全土における中国人訪日観光の査証取得要件の緩和（個人観光）、申請受付公館の拡大など、査証の取得環境が拡充されました。また、2010年6月には『訪日外国人3,000万人プログラム』が国家戦略プロジェクトの一つとして閣議決定され、訪日外国人旅行者について「2013年までに1,500万人、2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人」といった新たな目標が設定されました。政府としても、この目標を達成するために「選択

と集中」による効果的なプロモーションの実施や医療など成長分野と連携した観光の促進、通訳案内士以外にも有償ガイドを認めるなど受入体制の充実等に取り組む、訪日外国人旅行者数の大幅な増加を図るとしています。

一方、中国における訪日旅行の商品開発や地上手配業務は、中国国内における外資規制により、中国の旅行会社が実施していますが、業者間の価格競争激化などにより、団体旅行を中心に訪日旅行全体の質的低下が懸念されています。

国民の旅行促進

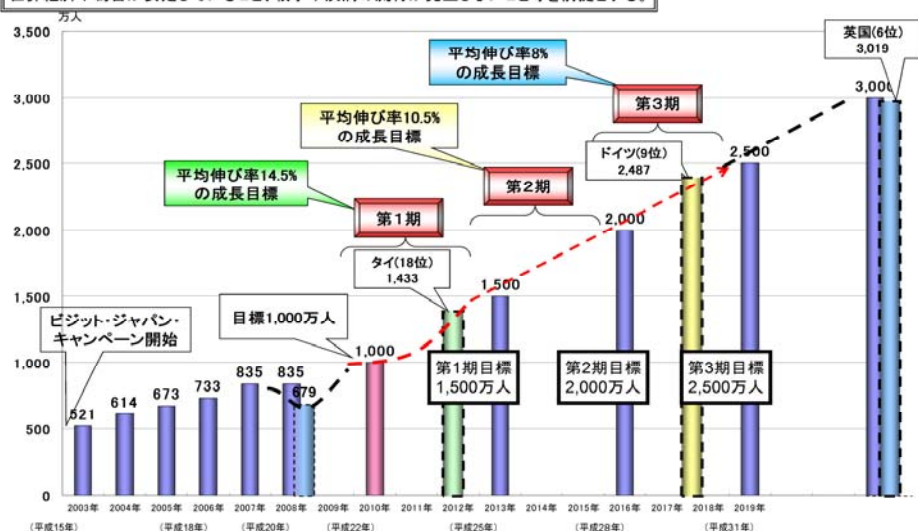
国内観光旅行需要は、全般的に低迷しています。その一因として、年次有給休暇の取得日数の減少があげられます。また、有期雇用社員が全労働人口の約3割を超える社会背景も影響していると考えられます。こういった点から観光需要を増加させる取組みは、「休暇の問題」と「労働の問題」の二つの視点を持つことが重要と考えます。

特に、海外旅行の需要喚起では、日本旅行業協会（JATA）が2008年4月からVWC（ビジット・ワールド・キャンペーン）を展開し、日本人の海外旅行の促進（出国者数目標2,000万人）に努めていますが、目標達成にはほど遠い状況です。今後は若年層を中心に海外旅行離れが進んでいることや、少子高齢化の時代であることを考えると、旅行需要の喚起にいかに取り組んでいくのかが問われます。

また、国土交通省成長戦略では、観光立国推進に当たっては、観光産業が日本の基幹産業となり、地域経済の活性化や雇用創出に大きく貢献するという認識と、観光を単なる「余暇」としてではなく、人生を楽しむ一つの重要な目的として捉える意識が国民に共有されることが重要と指摘しています。今後、観光政策のみならず、国民の意識改革を通じた需要喚起の取組みも求められます。

訪日外国人3,000万人へのロードマップ～3期ローリングプランで2,500万人（2019年）～

世界経済や為替が安定していること、戦争や疾病の流行が発生しないこと等を前提とする。



（出典：観光庁 HP）

観光政策の推進体制の強化

観光政策は、複数の省庁に係ることから、観光庁は縦割り行政の弊害を除去し、省庁横断的な調整力と、強力なリーダーシップを発揮する必要があります。また、同時に政府内における政策立案機能や推進体制の一元化も不可欠と言えます。すでに、全府省の副大臣等で構成される観光立国推進本部の発足により、推進体制が整いつつありますが、迅速な意思決定など、より確実な推進を目指していくためにも、観光庁としっかり連携し、観光政策推進の両輪となって機能していくことが重要です。また、推進体制のさらなる強化を図るため、実質的に海外での VJC 事業を担う政府観光局（JNTO）の機能強化や業界団体の役割の整理を行うべきです。

旅行需要創出に向けて

新たな観光旅行分野の開拓

新たな旅行需要を創出するには、地域の歴史や伝統、文化、産業、技術などの「ここにしかない」独自の観光資源を活かし、開拓、普及に努めていくことが重要です。現在産業観光は、訪日外国人旅行者誘致策として、地域活性の観点からも本格的な取組みが求められています。また、国土交通省成長戦略においても、医療観光・スポーツ観光・文化観光などといった新しい観光分野の推進が盛り込まれており、これらを実現していく上では関係省庁間の連携のみならず、国や地方自治体、地域社会や受入企業、旅行会社等が一体となった取組みを進めていくことが極めて重要です。

観光地における環境および良好な景観の保全

観光産業は、風景や街並みを見て楽しむなど、環境資源に大きく依存しています。観光資源の適切な保護・管理は、持

続的な誘客につながるため、風景や街並みの持つ経済価値や波及効果などを総合的に勘案した環境保全対策（ガイドライン化）の策定が大切であり、具体的な罰則の導入・強化などの措置も必要です。

観光産業が被る風評被害防止に向けて

メディア報道等の影響によってもたらされる風評被害は観光産業に大きなダメージを与えかねません。今後、地震・洪水などの大規模災害や流行感染症等が発生した場合には、被害状況を正確に見極めた上で、地元自治体や観光関係者と連携を図りつつ、風評被害抑止を図るため、行政としても何らかの対応が求められます。例えば、2009年6月に観光立国担当大臣（国土交通大臣）が新型インフルエンザ流行時に発信した安全宣言のような対応が今後も必要です。

訪日外国人 3,000 万人プログラムへの対応

戦略的な海外プロモーション

訪日外国人旅行者の誘客・宣伝活動は、web サイトに大きく依存しており、今後、更なる訪日外国人旅行者の増加を図るためにはグローバルなメディア戦略を展開し、我が国の観光魅力を重点的かつ効果的に発信していくことが不可欠です。特に日本の魅力をわかりやすく印象的に世界に発信していくためには、海外メデ

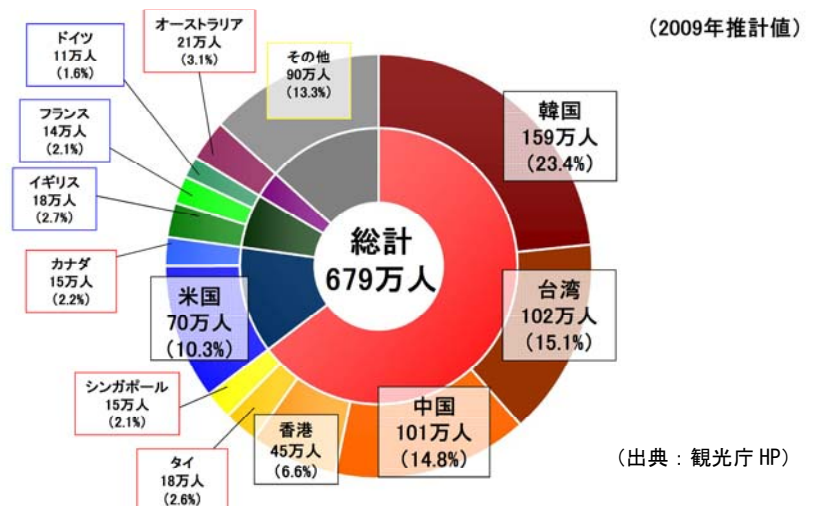
アの日本への招請・取材支援や海外旅行博覧会への出典、海外テレビドラマ・映画のロケの誘致等をはじめ、雑誌・ガイドブック等の媒体も複合的に活用し、訪日観光旅行の動機付けの充実・強化などに取組んでいくことも重要です。

また、限られた予算のなかで十分な効果を発揮するためには、アジア圏を中心とした重点地区に予算を集中的に配分する必要があります。さらに、地域ごとに訪日動機が異なる点にも留意し、的確な戦略を構築することも不可欠です。施策内容については積極的に公開し、官民の連携を促進すべきです。

訪日外国人旅行者の裾野拡大への取組み

重要政策の一つに位置付けられている MICE^{*23}の積極的な誘致や訪日教育旅行の需要掘り起こし等を図っていく必要があります。また、更なるリピーター増加を図っていくためには、訪日外国人旅行者への接遇向上策は不可欠です。訪日外国人旅行者のリピーター率は 62.8%（商用・留学含む。2008 年 JNTO 調べ）です。さらには訪日旅行を通じて日本の良さを本国で広めていただくためにも、安全かつ安心なサービスの提供はもちろん、旅行の質・満足度の向上や緊急時の適切な対応を担う地上手配業務の役割なども重要です。

国・地域別訪日外国人旅行者数の割合



※23 MICE：参考資料23

受入体制の充実

訪日外国人旅行者数の国別割合（2009年）は、韓国（23.4%）、台湾（15.1%）、中国（14.8%）、香港（6.6%）であり、4カ国で全体の60.0%を構成しています。特に中国に関しては2010年7月以降、観光ビザ発給要件が緩和され、訪日中国人のシェアはさらに拡大していくと思われます。そのような現状を踏まえ、案内標識の多言語化や観光案内所の拡充を含む情報インフラの整備、通訳案内士のアジア言語ガイドの増員など充実したガイドサービスの提供、銀聯カード（中国国内で使われている支払決済用カード）の利用環境整備など、早急な対応が必要で

す。また、受入観光施設では語学教育をはじめとする文化教育や宗教上のタブー教育も不可欠であり、こういった人材育成について、国はガイドライン等を整備し、地方自治体の取組みを支援すべきです。

CIQ手続きの迅速化と円滑化

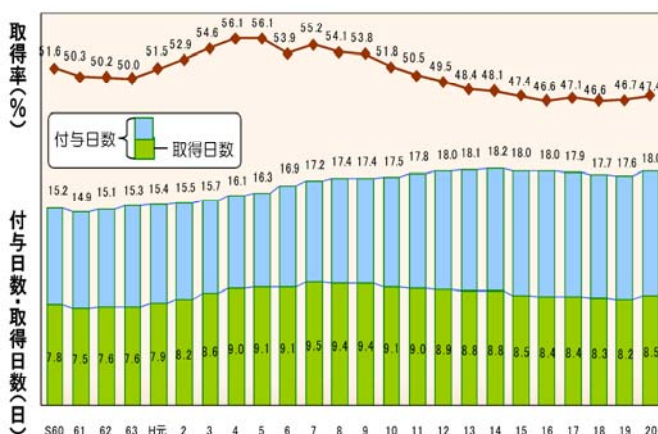
日本に対して好印象をもってもらうには、まず入国手続きの迅速化・円滑化を急ぐべきです。総務省が行った調査によると、入国審査にまだ多くの時間を要しており、今後はブースの増設や審査官の増員と臨機応変な配置などについて改善すべきです。また、訪日外国人のリピーター獲得を図る観点からも、CIQ職員の接遇向上への意識改革も同時に進める必要があります。

羽田空港の国際化に際しては、国内地方路線との乗り継ぎの利便性向上を図るなど、訪日外国人旅行者の地方への誘客につなげる重要な契機とすべきです。

中国における旅行商品販売の環境整備

中国国内における日本の旅行会社の営業認可に関する規制緩和の実現が期待されます。現在の訪日旅行商品は価格競争が先行していることなどから、日本国内における旅程内の宿泊先や食事の質が比較的低く、また、観光地ごとの滞在時間も短く組まれており、日本の良さが伝わ

労働者1人平均 年次有給休暇の推移
(調査産業計)



出所：厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)
注1)調査期日は、平成11年度以前は12月末日現在、12年度より1月1日現在であり、調査年度を表している。
注2)「付与日数」には、繰越日数を含まない。
注3)「取得率」は、全取得日数/全付与日数×100(%)である。
注4)19年度より、常用労働者が30人以上の民営企業に範囲を拡大した。

「年次有給休暇」の完全取得が実現した場合の経済効果

経済波及効果
15兆6千億円
雇用創出効果
187.5万人

<出所：観光地域経営フォーラム報告書(平成21年9月)>
※「休暇改革は『コロンブスの卵』〜12兆円の経済波及効果と150万人の雇用創出〜」経済産業省・国土交通省・財・自由時間デザイン協会 平成14年12月改訂

(出典：観光庁 HP)

りにくい旅行商品になっている傾向があります。今後は訪日旅行商品の品質を高めてリピーターを確保する観点からも、中国国内において、日本国内旅行に関するノウハウを蓄積している日本の旅行会社が販売できる環境整備が期待されます。

国民の旅行促進

産業発展のためには、訪日外国人旅行者への対応強化もさることながら、日本人の観光旅行促進への取組みも極めて重要です。旅行需要を増やすためには、第一に労働者の休暇取得の促進を図ることが極めて重要です。休暇取得のための環境整備にあたっては、ワーク・ライフ・バランス推進へのさらなる理解浸透や国民の意識改革が必要ですが、そのためには関係省庁との連携が不可欠です。また、航空連合は、航空産業への関心と休日増加を図る観点から、「空の日」（9月20日）の祝日化を提唱しており、敬老の日と秋分の日とあわせて連休取得の推進にも取り組んでいます。

また、海外旅行者の増加に向けた取組みとして、現在、JATAによるVWC（ビジット・ワールド・キャンペーン）が展開されていますが、観光庁はVWCの課

題や達成状況などを正確に把握し、積極的に支援していくことが重要です。

特に海外旅行離れが進行する若年層への対応として、まずは修学旅行をはじめとする教育旅行の海外への拡大や海外留学や研修の促進なども関係各所が連携し、取組みを強化すべきです。特に留学に関しては、グローバル人材の育成にも資することから、2010年6月に閣議決定された新成長戦略の中でも、日本人学生の留学・研修等の交流を30万人に増やすことが目標として掲げられています。また、海外旅行促進の一環としてパスポート申請費用の引き下げや手続きの簡素化などの措置も必要です。

今般、国家戦略プロジェクトの一つとして掲げられた「休暇取得の分散化」については、潜在的な旅行需要を顕在化させる可能性もあり、一定程度の需要喚起が見込める施策と言えますが、一方で、日常生活や働き方などにも大きく関わる施策であり、実現に向けては労働界も含め、さまざまな業界の意見も踏まえながら、十分な周知・検討を行った上で合意形成を図る必要があります。